

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月22日

京都市人事委員会委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 上級採用試験 学校教育法による大学卒業程度の学力を有する者を対象とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市職員任用規則第3条第2項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に募集を開始する競争試験について適用し、同日前に募集を行った競争試験については、なお従前の例による。

(人事委員会事務局)